

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度<u>並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び四街道市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。</p> <p>(1) <u>情報公開条例並びに個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条の規定により、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。以下同じ。）が諮問することとされた事項</u></p> <p>(2) <u>四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により諮問することとされた事項</u></p> <p>(3) <u>議会個人情報保護条例第50条の規定により諮問することとされた事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度<u>及び四街道市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。</p> <p>(1) <u>情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が諮問することとされた事項</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項</u></p>

(4) (略)

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。

(意見聴取等)

第8条 審査会は、第2条第1項第2号、第3号及び第2項に掲げる事項について調査の必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(審査会に係る手数料)

第10条 審査会に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、四街道市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）第2条に規定する四街道市行政不服審査会に係る手数料の例による。

(委員の守秘義務)

第11条 (略)

(庶務)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(罰則)

第14条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) (略)

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要な事項並びに個人情報保護条例の規定により実施機関が報告することとされた事項について、実施機関に対し、意見を述べるができる。

(意見聴取等)

第8条 審査会は、第2条第1項第2号及び第2項に掲げる事項について調査の必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第10条 (略)

(庶務)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

(罰則)

第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。